# 目黒区立菅刈小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。

本校では、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下「法」という。) 第22条及び「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日 文 部科学大臣決定)等に基づき、いじめの防止等のための対策を組織的かつ効果的に推進 するために、「目黒区立菅刈小学校いじめ対策委員会」)を設置するとともに、「目黒区 立菅刈小学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という)を策定する。

## I 学校いじめ対策委員会

#### 1 設置の目的

学校における最重要課題の一つであるいじめ問題に対応し、いじめのない学校の 実現等を目的とする総合的な対策を組織的かつ効果的に推進するために、本委員会 を設置する。本委員会は、いじめ対策について意思決定を行い、全ての教員が一致 団結していじめの問題に取り組むための中核的役割を果たす。

#### 2 構成

校長・副校長・主幹・生活指導主任・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・ SC (スクールカウンセラー)をもって構成する。ただし、校長が必要と認めた場合 は、新たな人員を加えることができる。

## 3 役割

学校いじめ対策委員会は、学校で発生したいじめに対して、次に掲げる対応を組織的に行うものとする。

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施及び具体的な年間計画の作成
- イ 具体的で実効性のある校内研修の企画
- ウ 実熊把握及び情報収集(毎週木曜日)
- エ いじめが生じた際の指導や支援の体制・対応方針の決定等組織的な対応
- オ いじめ事案に関する事実関係の調査
- カ 再発防止に向けた取組の実施

なお、当該組織は、学校基本方針の策定及び見直し、学校で計画した取組の進捗 状況のチェック、必要に応じた計画の見直し等、学校のいじめ防止等の取組につい て、PDCAサイクルで検証する。

## 4 学校サポートチームの構成員

いじめ問題が複雑化・多様化し学校だけでは対処し切れない場合は、本委員会を支援する組織として「学校サポートチーム」を設置する。学校サポートチームは、警察職員、児童相談所児童福祉司、子ども家庭支援センター職員、民生委員、青少年委員、主任児童委員、学校医、スクールソーシャルワーカー等から構成される。

## Ⅱ 学校基本方針

#### 1 策定の目的

本校は、児童一人ひとりの人権を尊重し、いじめのない学校を実現するために、 目黒区教育委員会、保護者、地域及びその他の関係機関と相互に連携して、いじめ の未然防止、早期発見、早期対処、特別な支援を必要とする児童への配慮や、イン ターネットを介したいじめへの対処及び重大事態への対処などの総合的な対策を 組織的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定める。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該 児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える 行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象と なった児童が、心身の苦痛を感じているものをいい、具体的には以下のようなもの がある。

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- エ 金品をたかられる
- オ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- カー嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- キ パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる 等

#### 3 学校における具体的な取組

## (1) いじめの未然防止

全ての児童を対象として、いじめを許さない校風の醸成を通して、いじめの未然 防止に取り組む。また、未然防止の基本として、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度及び他を尊重し重んじる態度で授業や行事に 主体的に参加し、日々の学校生活が充実するよう、授業づくりや集団づくりを行う。

また、集団の一員としての自己有用感を高めることにより、互いのよさや可能性を認め合い、一人ひとりが互いの人権を尊重しあうような意識及び態度の育成を図るとともに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

次に掲げる取組を計画的に行うことで、児童及び教職員の意識を高め、いじめを 許さない校風づくりにつなげていく。

- ア 月1回の「人権尊重の日」における月ごとの目標についての全校及び学級での 指導の充実
- イ 週1回の生活指導夕会による配慮を要する児童についての共通理解、共通実践
- ウ 「目黒区立学校人権感覚チェックシート」や「人権教育プログラム(学校教育編)」を活用したセルフチェックや校内研修の実施を通した教員の資質向上
- エ 命を大切にし、思いやりの心を育てる道徳授業を柱とした道徳教育の充実及び 命の安全教育の実践
- オ 授業改善プランの作成・実施を通した丁寧で分かりやすい、個に応じた授業の 実践
- カ 言語活動、体験活動等を通したコミュニケーション能力の育成
- キ 学校行事・学級経営の充実を図るとともに望ましい集団活動の育成
- ク 学級活動(係活動や班活動等)の充実を図るとともに、望ましい人間関係の構築に向けた支援
- ケ 委員会による学校生活をよりよいものにする児童の主体的な活動の実施・充実
- コ あすなろ学級との交流や縦割り班活動等の異年齢集団による体験活動や遊び 等の活動の充実
- サ いじめについて、児童・生徒が主体的に考える未然防止等の活動の充実
- シ 「いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議」の実施及び事前・事後の取組の充実
- ス あいさつ運動やボランティア活動等の実施・充実
- セ 日常の教育相談、保護者会、学校だより等を通した家庭との連携
- ソ 年3回あるいじめ調査の活用

#### (2) いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知していく。

そのために、教師は研ぎ澄まされた人権感覚をもち、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。併せて、定期的なアンケート調査、教育相談等により、次に掲げるいじめの早期発見に向けた積極的な取組を行う。

## ア 定期的なアンケート調査の実施

年2回以上の記名によるアンケート調査及び年1回以上の無記名による調査を行う。

## イ 個人面談、教育相談の実施

児童と学級担任、児童とスクールカウンセラーとの個人面談や教育相談を積極的に実施し、児童の表情を見ながら、本人や友人のこと、学級のことなどを把握する。

### ウ 校内巡回等を通した児童の観察

学級経営を学級担任まかせにせず、管理職、スクールカウンセラーや全教員が校内巡回等を行い、複数の教員で学級を支援し、複層的な視点から、児童の変化をいち早く把握し、いじめの未然防止及び早期発見につなげるとともに、学校全体で児童を見守っているというメッセージを発する。

#### エ 学校だよりや保護者会の積極的活用

いじめに対する学校の取組姿勢を保護者に理解してもらうことが、保護者からの早期の情報提供につながることから、年度の初めの学校だよりや保護者会において、「学校いじめ防止基本方針」等について説明を行う。

#### オ 保護者への支援・助言

いじめの問題に悩む保護者が相談しやすい環境を整え、教員及びスクールカウンセラー等により保護者への適切な支援・助言を行う。

## カ 関連諸施設との連携

放課後における児童の様子について把握するため、菅刈小内学童保育クラブ、

近隣の児童館、ランランひろば及び菅刈住区センターと連携する。児童の活動の中でいじめが疑われる様子が見られた場合は、情報を共有し迅速に対処する。

## (3) いじめへの対処

いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合は、いじめを受けた児童を徹底 して守り通すことを前提として、以下の通り、学校いじめ対策委員会を中核とした 対応を速やかに行う。

- ア いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた 継続的なケアを行う。いじめた児童に対しては、事情や心情を聴取し、当該児童 が抱える課題や悩みを理解する等の教育的配慮の下、再発防止に向けて毅然とし た態度で適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な支援と見守りを 行う。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- イ いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められる場合等は、直ちに警察に通報して、被害児童を守る。その際は、適切な指導・支援を行い、被害児童及び保護者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応する。
- ウ いじめ実態調査等を通じて把握した情報に基づき、いじめの解決のための適切な対応方針を決定し、学校全体で対応方針を共有して取り組む。迅速に組織的な対応を行うため、学校いじめ対策委員会を核として、緊急に会議を開催し、情報の共有を図るとともに、いじめを受けた児童への支援、いじめを行った児童への指導、周囲の児童へのケアについて、教職員の役割分担を明確にする。
- エ 把握した情報に基づいて「学級ごとのいじめ把握・報告票」、「いじめに関する児童の記録(個票)」を作成し、学校全体で共有するとともに、教育委員会への提出をもって教育委員会とも情報共有を図る。
- オ いじめは簡単には解決しないことを認識し、指導後も十分に様子を見守ってい く。二次的ないじめの発生を抑え、いじめを潜伏させないために、事後も被害児 童への定期的なカウンセリング等を行い、粘り強く見守り指導を継続していく。

## (4) 特別な支援を必要とする児童への配慮

いじめを許さない豊かな心を育てていくため、個々の児童を尊重する教育を推進し、次の点に意識しながら、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童及び特別支援学級に在籍する児童についての理解・啓発を積極的に進めていく。

## ア 交流学級担任と特別支援教室担任及び特別支援学級担任との連携

交流学級担任と特別支援教室担任及び特別支援学級担任は、相互の連携を密に 行い、発言内容、表情及び行動の変化等について情報を交換する。また、個別指 導計画の内容や、交流及び共同学習の目標並びに進め方等について、指導方針を 共有し、共通理解、共通実践をする。

イ 常に教員の目が行き届く見守り体制づくり

清掃活動、休み時間、給食準備、朝の会(帰りの会)等、担任一人で見守ることが困難な時間帯については、全教職員で対応できるよう体制づくりを行う。

ウ 全教職員での情報共有

児童理解全体会や生活指導夕会等を活用し、当該児童に係る情報を全教職員で 積極的に共有できる機会を確保する。

エ 他の児童への理解・啓発

年度当初の全校朝会の校長講話を通して、特別支援学級に在籍する児童及び特別支援教室に通級する児童についての理解・啓発を図る。

また、特別支援学級の担任が、通常学級の1年生を対象に特別支援学級の児童 についての理解・啓発を図る授業を行う。

## (5) インターネットを通じて行われているいじめへの対処

発信される情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対応する。

- ア メールやLINE、SNS等のメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の動向を把握し、安全指導日に「SNS東京ノート」などを活用して全学級で情報モラル教育を実施する。また、セーフティ教室等の実施を通じて児童、保護者、地域への啓発に努め、全教職員でインターネットを使ったいじめの未然防止を図る。
- イ 保護者会や、家庭教育学級の研修会等でメールやLINE、SNS等のメディアの特殊性による危険性やトラブルについてなどの話題を取り入れることで家庭への啓発を図っていく。
- ウ 関係機関と連携して早期発見、早期対応に努めるとともに、メールやLINE、 SNS等のメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込んだ文章や画像 の削除等の迅速な対応を図る。

# 4 年間計画

	4 平间計画 児童等	教職員	保護者等	留意事項等
	/ •	・学年間引継ぎ	'	・年度当初にあたり、校
月	・入学式 ・学級開き ・1年生を迎える会 ・学級目標づくり ・小中連携挨拶運動 (6年)	・字年間引継さ ・学校いじめ防止 基本方針確認 ・SC 紹介 ・特別支援教室担当 打合せ ・小中合同挨拶運動 ・学校いじめ対策 委員会立ち上げ ・小中連携の日①	<ul><li>・保護者会</li><li>・学校だより</li><li>・PTA 総会</li></ul>	・年度当初にあたり、校長、担任からいじめを許さない学校・学級づくりについて講話する。(全校朝会・学級指導)・校長より特別支援学級に在籍する児童及び特別支援教室に通級する児童についての理解・啓発を図る。(全校集会)
5 月	・スポーツディ	・SC との打ち合わせ	• 菅刈住区住民会議 総会	
6 月	<ul> <li>・ふれあい月間①</li> <li>・「思いやり」等の道徳の授業の実施</li> <li>・いじめに関するアンケート実施</li> <li>・八ヶ岳自然宿泊体験教室(5年)</li> <li>・道徳授業地区公開講座</li> <li>・興津自然宿泊体験教室(6年)</li> <li>・ボランティア活動日(1~3年生)</li> <li>・SCによる全員面接(5年生)</li> </ul>	・児童理解全体会 ・人権教室(1年)	・学校公開①	・いじめアンケートの実態から課題を発見し、早期対応する。 ・自然宿泊体験のある6年生は、協働の大切さについて学ぶ。 ・道徳授業案については、略案を交換し、校内OJTの一環として取り組む。
7 月	・SC による全員面接 (5年生) ・SOS の出し方授業 (3年生以上)	・夏季休業指導 ・学校いじめ対策委 員会 (SCによる全 員面接を受けて)	・個人面談	・SC との連携を大切に し、管理職を含めて情報 を共有する。 ・夏季休業を前に、家族 や地域とのふれあいの 機会が増えることに際 し、交流の大切さについ て話す。(全校朝会・学 級指導)
8月	・町会、住区の行事参加		・氷川神社祭礼	・伝統的に参加している 夏行事を通して、協力す る楽しさを味わわせる。
9 月	<ul> <li>・ふれあい月間②</li> <li>・いじめに関する無記名 アンケートの実施</li> <li>・ボランティア活動日 (4~6年生)</li> <li>・興津自然宿泊体験教室 (あすなろ学級)</li> </ul>		・学校公開②	・いじめアンケートの実態から課題を発見し、早期対応する。 ・自然宿泊体験のあるあすなろ学級の児童は、協働の大切さについて学ぶ。 ・個人面談を通して児童ー人一人の課題について保護者と共有し、対応についての連携を図る。

10       ・前期終了、後期開始       ・前期の反省、後期       ・前期の分割       ・方規の分割       ・一方規の分割       ・・一方規の分割       ・・一方規の分割       ・・一方規の分割       ・・一方規の分割       ・・一方規の分割       ・・一方規の分割       ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ンターネット等 たいじめについ 行う.
10     ・前期終了、後期開始     ・前期の反省、後期       月     ・読書週間     の目標設定指導       ・「思いやり」等の道徳     ・学校いじめ対策季	
カー・読書週間	14 / 0
月	実績を振り返り、
	伝統や特色を踏 教育活動につい
	教育品動にうび、 養者・地域に向け
の授業の実施   真会(後期に同け   で説明・	
・150周年記念集会       て)         ・周年記念学芸会       ・小中連携の日②	
	アンケートの実
11 10 4000 74140	課題を発見し、早
カート実施② 期対応·	する。
・150周年記念式典	
	会議に向けた取る。
月月「いしの問題と与んなの」	通して、適切なコ ケーション能力
へつすとも云誠(り中)   <sub>を育成</sub>	するとともに、自
	重する心を育て、
いじめを醸成	を許さない校風
	,る。 「談を通して児童
	人の課題につい
	者と共有し、対応
	ての連携を図る。 \の交流を通して
	識を育て、相手を
	る気持ちを育成
1     ・書き初め展       する。       ・子どもの健康を考	
A A COULTER STATE	
月月日の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本	
2 ・いじめに関するアンケ ・小中連携③ ・学校公開③ ・いじめ	アンケートの実
	課題を発見し、早
・6年生を送る会   員会(進級・進学に   <sup>朔対応</sup> ・幼保力	する。 ヽの交流を通して
	識を育て、相手を
	る気持ちを育成
3       ・卒業       ・卒業       ・保護者会       ・気持ち	よく進級・進学
The bound of the b	よう、自分の人間
関係を	振り返る。
通 ・たてわり班活動 ・挨拶運動 ・地域パトロール	
年	

# 5 重大事態への対処

## (1) 重大事態の意味

いじめによる重大事態を、いじめを受けた児童の状況に着目して、次の通りと判断する。

ア いじめにより本校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- ・その他重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- イ いじめにより本校に在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀 なくされている疑いがあると認める場合

相当の期間とは、国のいじめ防止対策基本方針での不登校の定義を踏まえ、 年間30日を目安とする。一定期間連続して欠席しているような場合などは、 迅速に調査に着手する。ただし、日数だけでなく、児童の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

児童や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」又は「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして目黒区教育委員会事務局教育指導課に報告した上で調査等に当たる。

### (2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに目黒区教育委員会、東京都教育委員会、を通して、文部科学省に報告する。

## (3) 重大事態への対処

## ア調査

- ・「学校いじめ対策委員会」を母体として、「学校サポートチーム」を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、校長が調査組織を設置して 調査を行う。
- ・学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずし も十分な結果が得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動 に支障が生じるおそれがあるような場合には、目黒区教育委員会において調 査を実施する。

## イ 学校の対応の基本

- 被害児童の安全を確実に守る。
- ・被害児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確実に設定する。
- ・いじめに関する情報を保護者等に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。
- ・必要に応じて、児童や保護者等への心のケアを継続的に行う。
- ・関係諸機関や専門家等との相談・連携による対応を行う。
- ・重大事態発生について、前述のとおり教育委員会に速やかに報告し、指導・助言を受ける。
- ・事案により重大事態に係る事実関係を明らかにするための調査を実施し、区 長等の指示による再調査がある場合には、これに協力する。
- ・重大事態研修を設定し行う。